

2013/09/27 07:50

## <QUICK>【アジア特Q便】呉軍華氏「中国を視る」薄熙来裁判と王小魯報告書にみる中国の腐敗問題

QUICKではアジア特Q便と題し、アジア各国・地域の経済動向について現地アナリストや記者の独自の視点をニュース形式で配信しています。今回は、日本総合研究所理事・呉軍華氏がレポートします。

9月22日に収賄と横領、職権乱用の罪で起訴された薄熙来前中国共産党中央政治局員兼重慶市書記に無期懲役、政治権利の終身剥奪、財産没収の一審判決が言い渡された。今でも、同被告が無実だと主張する支持者がいるものの、中国国民の多数は薄被告を裁いたことに賛同しているようである。ただし、薄被告を裁くこと自体を是としていても、その起訴の内容などに多くの異論があるのも事実である。

なかでも、薄被告が重慶市トップ在任期間（2007年11月30日～2012年3月15日）に毛沢東時代の文化大革命（1966年～1976年）を彷彿させる手法で異見者を弾圧し、有力民間企業のオーナー経営者を極刑に処して巨額の資産を没収したにもかかわらず、その罪を訴追する時期を同被告が重慶勤務以前の時期に限定したうえ、経済犯罪のみを裁判の対象にしたことに対する疑問が最も多い。そして、経済犯罪を裁判するに当たっても、薄一族の蓄財規模が数十億ドルと推定されていたにもかかわらず、判決で認定された同被告の収賄額と横領額はそれぞれ2044万元（約3億2700万円）、500万元（約8000万円）と少ないことに対しても異論が唱えられている。「それが事実であるならば、この裁判によって薄熙来氏はむしろ極めて清廉な共産党幹部であったことを実証したのではないか」と皮肉っぽく評価した声すら聞こえた。

ところで、推定された数十億ドルの蓄財規模と比べると、今回の裁判で薄被告が訴追された約4億円相当の収賄・横領額は確かに、たいしたものではないというべきかもしれない。しかし、日本を含めて世界一般の常識で考えた場合、「清廉」という言葉でこの規模の金銭を不法な手段で取得した国家公務員を形容することはとてもできない。それにもかかわらず人々がこのように揶揄したことから、1990年代半ば以降、とりわけ過去十数年来の官製資本主義的発展が続いた中国で、共産党・政府幹部の腐敗がすでに法外なレベルまで進行した事実を窺い知ることができる。

薄被告も含めて近年、巨額な経済犯罪にかかわる共産党幹部は後を絶えない。こうしたなか中国の腐敗問題に関する調査・研究が盛んになってきたが、国民経済の視点から腐敗の進行度を統計学的に分析した研究はそれほど多くない。偶然にも薄被告が一審判決を言い渡された同じ日に、友人の中国改革研究基金会国民経済研究所の王小魯研究員が2012年に実施した中国の所得分配に関する研究の報告書を、『新世紀』という経済誌に発表した。これによると、2011年の時点で中国の人々の非合法的収入を中心とする「灰色収入」が名目GDPの13.2%を占め、6.2兆元（約99兆円）に達していたという。

中国共産党最高指導者に就任した昨年秋以降、習近平氏は度重ねて腐敗一掃の決意を表明し、実際に党・政府の高官や大手国有企業の経営トップの腐敗摘発を進めてきた。しかし、毛沢東夫人の江青を中心とした「四人組」の審判（1980年）以来最も重要な審判であったと目されていた薄熙来審判は結果的にその訴追時期と訴追範囲が政治の力で大きく限定されたことに象徴される通り、本格的法治社会の構築に向けての中国の道程はなお遠い。本格的法治社会を欠いたまま習近平指導部はどの程度まで腐敗問題を解決し、中国社会・経済の安定土台を築けるのか。世界経済に対するチャイナインパクトが増大するなかで、ますます注目されよう。